



目 次

告 示	ページ
○県統計調査の実施 (統計分析課)	1
○令和元年度自衛官候補生の募集期間等 (危機管理・防災課)	1
○大規模小売店舗の新設に関する届出 (経営支援課)	1
○漁港漁場整備法に基づき保管した所有者不明の工作物等の返還 (漁港漁場課)	2
○道路の区域変更 (2件) (道 路 課)	2
○道路の供用開始 (")	3
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程	3
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (6・10揭示)	3
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数 (")	3
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (")	3
入札公告	
○一般競争入札 (一般校務用ノート型パソコンの借入れ) の公告 (教育委員会事務局高等学校課)	3
正 誤	
○正誤 (令元・6・4付け 告示)	5

告 示

高知県告示第185号
次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例 (平成21年高知県条例第7号) 第3条の規定により告示する。
令和元年6月28日
高知県知事 尾崎 正直

1 調査の名称
県産材利用推進に向けた行動計画における目標値に対する実

績調査

2 調査の目的
県産材の利用推進のために設定した、県有施設の木造化率等の目標値に対する実績を調査し、その達成率を明らかにするための基礎資料とするため。

3 調査対象の範囲
(1) 地域
県内全域
(2) 単位
団体
(3) 属性
県内の市町村及び建物の整備において県の補助事業を実施した民間事業者

4 報告を求める事項及びその基準となる期間
(1) 報告を求める事項
ア 県の補助事業で整備し、工事を完了した建築施設の実績
イ 市町村が発注した土木工事における木材利用の実績
(2) その基準となる期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

5 報告を求める者
(1) 数
民間事業者約30団体及び34市町村
(2) 選定方法
建物の整備において県の補助事業を実施した県内市町村及び民間事業者から有意抽出並びに県内の市町村による全数調査

6 報告を求めるために用いる方法
(1) 調査組織
県が報告者に直接報告を求める。
(2) 調査方法
郵送又は電子メールによる調査

7 報告を求める期間
令和元年7月1日から同月31日まで

高知県告示第186号
自衛隊法施行令 (昭和29年政令第179号) 第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。
令和元年6月28日
高知県知事 尾崎 正直

1 男子及び女子 (令和2年3月及び4月採用予定)
(1) 募集期間
随時 (最終期限は、令和元年7月5日 (金))
(2) 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 口述試験 適性検査 身体検査	令和元年7月6日 (土)	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

2 問い合わせ先
自衛隊高知地方協力本部
電話番号088-822-6128
ホームページアドレス <https://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

高知県告示第187号
大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。
なお、法第8条第2項の規定に基づき、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。
令和元年6月28日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 届出の概要
- (1) 届出者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
株式会社エースワン 代表取締役 中山 太陽
- (2) 届出者の住所
高知市薊野南町28番12号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
エースワン横内店
高知市横内170番地1ほか
- (4) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社エースワン 代表取締役 中山 太陽
高知市薊野南町28番12号
- (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者 (届出後に追加されることがある。(9)のアにおいて同じ。) の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者名	代表者名	住所
株式会社エースワン	代表取締役 中山 太陽	高知市薊野南町28番12号

(6) 大規模小売店舗の新設をする日

- 令和2年1月30日
- (7) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,486平方メートル
- (8) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の収容台数
52台
- イ 駐輪場の収容台数
30台
- ウ 荷さばき施設の面積
141平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量
30.2立方メートル
- (9) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社エースワン	午前7時	午後10時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午後10時まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
4箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日
令和元年5月29日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
- 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第188号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、令和元年

- 11月8日までに当該工作物等の返還を受けることができる。
令和元年6月28日
- 宇佐漁港漁港管理者
高知県知事 尾崎 正直
- 1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- (1) F R P船1隻（船名及び船舶番号不明、船長3.25メートル、船幅1.45メートル）
- (2) F R P船1隻（船名及び船舶番号不明、船長6.95メートル、船幅1.70メートル）
- (3) F R P船1隻（船名及び船舶番号不明、船長9.60メートル、船幅2.10メートル）
- (4)ア F R P船1隻（船名不明、船舶番号282-18482、船長5.80メートル、船幅1.60メートル）
イ F R P船1隻（船名不明、船舶番号282-7496、船長4.22メートル、船幅1.40メートル）
- 2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (1) 土佐市宇佐町宇佐新崎浜 宇佐漁港陸域
令和元年5月7日午前10時
- (2) 須崎市浦ノ内字下中山堂ノ浦 宇佐漁港陸域
令和元年5月7日午前10時
- (3) 土佐市宇佐町鍋烏頭 宇佐漁港水域
令和元年5月7日午前10時
- (4) 土佐市宇佐町萩谷川河口 宇佐漁港河口船溜（さか）
令和元年5月7日午前10時
- 3 工作物等の保管を始めた日時及び保管場所
- (1) 令和元年5月7日午前11時
土佐市宇佐町宇佐新崎浜 宇佐漁港陸域
- (2) 令和元年5月7日午前11時
須崎市浦ノ内字下中山堂ノ浦 宇佐漁港陸域
- (3) 令和元年5月7日午前11時
土佐市宇佐町鍋烏頭 宇佐漁港水域
- (4) 令和元年5月7日午前11時
土佐市宇佐町萩谷川河口 宇佐漁港河口船溜（さか）
- 4 所有者等の行うべき措置
- 所有者等は、期限までに高知県中央西土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。
- 5 漁港管理者の措置
- 宇佐漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。
- なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同法第39条の2第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。

- 6 問い合わせ先
吾川郡いの町1381番地 高知県中央西土木事務所維持管理課
（電話番号088-893-2114）

高知県告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和元年6月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和元年6月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 伊野仁淀
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡越知町黒瀬字網蔵1番1から高岡郡越知町片岡字下本田1096番まで	前	3.1 }	1,105 22.9
	後	3.1 }	
高岡郡越知町黒瀬字網蔵1番1から高岡郡越知町片岡字古池ノ北1538番まで	A	3.1 }	1,020 22.9
	B	7.7 }	
高岡郡越知町黒瀬字網蔵1番1から高岡郡越知町片岡字下本田1096番まで	前	7.7 }	812 37.7
	後	7.7 }	

高知県告示第190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和元年6月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和元年6月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 龍河洞公園
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

香南市野市町西野字ヌノ丸2710番1から香南市野市町西野字ヌノ丸2704番2まで	前	8.4 }	213
	後	10.5 }	
		24.1 }	
		31.9	213

高知県告示第191号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和元年6月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐伊野
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町大内字ハシメン2351番1から吾川郡いの町大内字宮ノ向ヒ2285番1まで	95	令和元年6月28日

公営企業局管理規程

高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年6月28日

高知県公営企業局長 北村 強

高知県公営企業局管理規程第2号

高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局組織規程(昭和43年高知県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表中「整形外科」を「消化器外科 整形外科」に改める。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,258人である。

令和元年6月10日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、168,810人である。

令和元年6月10日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和元年6月10日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知市選挙区	92,854人
室戸市・東洋町選挙区	4,777人
安芸市・芸西村選挙区	6,163人
南国市選挙区	13,273人
土佐市選挙区	7,697人
須崎市選挙区	6,220人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,859人
土佐清水市選挙区	4,090人
四万十市選挙区	9,670人
香南市選挙区	9,324人
香美市選挙区	7,558人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	3,169人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,409人
吾川郡選挙区	8,347人
中土佐町・樽原町・津野町・四万十町選挙区	9,737人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,847人

黒潮町選挙区

3,296人

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年6月28日

高知県教育長 伊藤 博明

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量
一般校務用ノート型パソコン 1,775台
- (2) 借入物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 借入物品の借入期間
令和元年12月1日から令和6年11月30日まで
- (4) 借入物品の納入期限
令和元年11月29日
- (5) 借入物品の納入場所
県立の中学校、高等学校及び特別支援学校並びに高知県教育委員会事務局高等学校課
- (6) 入札方法
ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料の月額を入札書に記載すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「平成30~令和2年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 入札説明書に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、当該

<p>借入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制（アフターサービス及びメンテナンスの実施を入札者以外の者が担保する場合を含む。）が整備されていることを証明した者であること。</p> <p>(5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成30年度から平成32年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成29年9月高知県告示第657号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること及び告示第1の2の(9)に該当しない者であること。</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-0850 高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県庁西庁舎2階 高知県教育委員会事務局高等学校課 電話番号088-821-4851</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 ア 手渡しによる交付の場合 令和元年6月28日(金)から同年8月5日(月)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。 イ ダウンロードによる交付の場合 令和元年6月28日午前9時から同年8月5日午後5時までの間に高知県教育委員会事務局高等学校課のホームページ(http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/311701/)で交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 令和元年8月26日(月)午前10時 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和元年8月23日(金)午後4時までに(1)の交付場所に必着すること。 イ 場所 高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県庁西庁舎3階 南会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p>	<p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、この入札公告に示した借入物品の機能等証明書及び当該借入物品を納入することができることを証明する書類を令和元年8月5日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県教育長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和元年7月22日(月)午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を必ず申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p>	<p>(1) Nature and quantity of the products to be procured: General purpose notebook PCs 1,775 units</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Monday 5 August 2019</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Monday 26 August 2019</p> <p>(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 4:00 P.M. on Friday 23 August 2019</p> <p>(5) Contact: High School Division, Kochi Prefectural Board of Education Secretariat, Kochi Prefectural Government, 1-7-52 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-0850 Japan Tel: 088-821-4851</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p>
--	---	--

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
令元・6・4	10140	○告示	3	左 (40)	<u>13.0</u>	<u>825.0</u>
					<u>825.0</u>	<u>13.0</u>